

5 復興のポイント

復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、先進的な地域づくりを行っていく必要があるため、下記事項を復興のポイントとし、その実現に向けて国へ提案・要望するとともに、県民や市町村と一緒に取組を推進していきます。

- 1 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築
- 2 水産県みやぎの復興
- 3 先進的な農林業の構築
- 4 ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」
- 5 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生
- 6 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築（※1）
- 7 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成
- 8 災害に強い県土・国土づくりの推進
- 9 未来を担う人材の育成
- 10 復興を支える財源・制度・連携体制の構築

復興のポイント6. 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築

【ICTを活用した医療連携構造のイメージ】



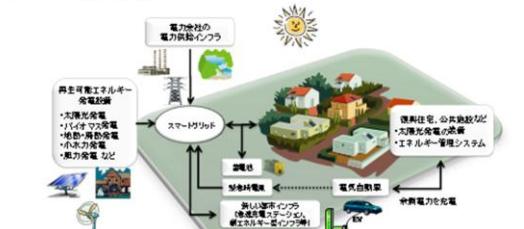
- 具体的な取組
 - 保健医療福祉施設の適正配置と機能連携
 - ICT（情報通信技術）を活用した医療連携の構築
 - 被災者へのケア体制の充実
- 検討すべき課題
 - ・新たな医療・福祉システムの構築のための規制緩和
 - ・医療・福祉等従事者の流出防止と育成・確保

（※1）

医療・福祉施設の早期復旧とともに、被災市町におけるまちづくりと一体的に保健・医療・福祉提供体制の再構築を県全体で推進します。あわせて、被災施設の立地、広域的医療体制の重要性、地域コミュニティにおける連携の重要性等の教訓を十分踏まえ、子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

復興のポイント7. 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成

【エコタウンのイメージ】



- 具体的な取組
 - 環境に配慮したまちづくりの推進
 - 復興住宅における太陽光発電の全戸整備
 - スマートグリッドやコーポレーティブエネルギーによる先進的な地域づくり
- 検討すべき課題
 - ・クリーンエネルギー、スマートグリッドの普及啓発
 - ・再生可能エネルギー導入に係る諸規則の緩和
 - ・設備導入に当たっての国の支援措置、設置者の負担軽減
 - ・エネルギー関連企業や電気事業者との協同、省エネ関連企業の研究開発

6 分野別の復興の方向性

県政全般について、分野ごとの復興の基本的な方向性を掲げ、**復旧期・再生期・発展期**の各段階を踏まえて効果的な施策の展開を図ります。

復興に当たっては、地域の実状にあった福祉政策、都市政策、交通政策など各分野の施策を統合し、横断的な施策展開とともに、ものづくり産業や観光の分野などで内陸部と沿岸部の連携を深め、全県的な復興に取り組みます。

最終的には、本県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」に掲げた「富県宮城の実現」、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」の政策推進の基本方向に基づき、**県民が県勢の発展を実感できる地域社会を実現**していきます。

◇具体的な施策内容及び宮城県東部保健福祉事務所（石巻保健所）の関連事業については、裏面をご覧ください。

◆「宮城県震災復興計画」の詳しい内容は、宮城県のホームページに掲載していますので、ご覧ください。

- URL <http://www.pref.miyagi.jp/seisaku/>
- 宮城県震災復興計画
- 宮城県震災復興計画<概要版>
- 宮城県震災復興計画事業概要



問い合わせ先

宮城県東部保健福祉事務所
企画総務班企画調整グループ
〒986-0812
石巻市東中里1-4-32
TEL:0225-95-1416(代)
Fax:0225-94-8982
<http://www.pref.miyagi.jp/et-hc/>

復興支援ニュース『宮城県震災復興計画 特集号』



宮城県東部保健福祉事務所
(宮城県石巻保健所)

平成23年12月

宮城県議会（平成23年9月定例会）において、宮城県震災復興計画案が可決され、本計画が公表されましたので、**保健・福祉・環境分野**について一部抜粋してご紹介します。

1 策定の趣旨

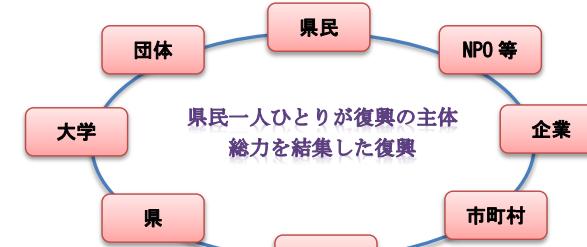
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、甚大な被害を被った本県の今後10年間における復興の道筋を示すため、「宮城県震災復興計画」を策定することとしました。復興を成し遂げるには、従来とは異なる新たな制度設計や手法を取り入れることが不可欠であるため、宮城県震災復興計画は「提案型」の計画としています。

2 基本理念

- 1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり
- 2 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興
- 3 「復旧」ととどまらない抜本的な「再構築」
- 4 現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり
- 5 壊滅的な被害からの復興モデルの構築

計画期間：10年間（目標：平成32年度）

復旧期 H23～H25 (3年間) 再生期 H26～H29 (4年間) 発展期 H30～H32 (3年間) 宮城県の復興



3 基本的な考え方

- (1)計画期間：復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定め、その計画期間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分します。特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつけます。
- (2)復興の主体：県民一人ひとりが復興の主体であり、多様な活動主体が、「縛」という人と人との結びつきを核に、復興に向けて取り組むことが必要です。行政は、民間をはじめ様々な主体による復興に向けた活動を全力でサポートする体制を構築します。
- (3)対象地域：県内全域を計画の対象とし、特に、沿岸被災市町は重点的に取り組むエリアとします。
- (4)進行管理：PDCAサイクルのマネジメント手法により、事業の達成状況等について評価を行い、その結果を具体的な復興の取組に反映します。また、社会情勢の変化などに対応できるよう、必要に応じ計画について見直しを行っていきます。

4 緊急重点事項

1 被災者の生活支援

応急仮設住宅整備、公的住宅供給、住宅再建支援、被災者の心のケアや保健衛生の向上等

2 公共土木施設とライフラインの早期復旧

3 被災市町村の行政機能の回復

4 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の一次仮置き場への撤去、二次仮置き場への移動、処理

5 教育環境の確保

6 保健・医療・福祉の確保

被災者の健康の確保、医療・医薬品の提供体制の整備、親を失った子どもや高齢者等の支援

7 雇用・生活資金の確保

8 農林水産業の初期復興

9 商工業の復興

10 安全・安心な地域社会の再構築

11 原子力災害等への対応



■ 分野別の復興の方向性：施策体系

(1) 環境・生活・衛生・廃棄物

① 被災者の生活環境の確保

- 1 被災者の生活支援
- 2 被災者の住宅確保
- 3 安全な住環境の確保
- 4 地域コミュニティの再構築

② 廃棄物の適正処理

- 1 災害廃棄物の適正処理

③ 持続可能な社会と環境保全の実現

- 1 再生可能なエネルギーの導入促進
- 2 自然環境・生活環境の保全

環境・生活・衛生・廃棄物の分野においては、被災者の生活再建を進め、安心して暮らすことのできる良好な生活環境を確保するとともに、環境保全など現代社会を取り巻く諸課題に対応した社会の形成を目指し、以下のとおり「被災者の生活環境の確保」、「廃棄物の適正処理」及び「持続可能な社会と環境保全の実現」を柱として取組を進めます。

■ 宮城県東部保健福祉事務所（石巻保健所）は、「宮城県震災復興計画」に掲げる下記の事業を実施・支援しています。

施策(1)②④ □■ 災害廃棄物の適正処理 ■□

震災で発生した膨大な量の災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行うため、1年以内に被災地から搬出し、廃棄物の再生利用を図りながらおおむね3年以内に処理を完了させます。

■ 災害等廃棄物処理事業

問合わせ先：廃棄物対策班 Tel 0225-95-1447

震災廃棄物石巻事務所

県では、石巻市雲雀野埠頭において地域（石巻市・東松島市・女川町）で発生した廃棄物等のうち災害廃棄物約690万トン、津波堆積物200万m³について中間処理等の委託を市町から受け、鹿島建設（株）を中心とする9社の特定建設工事共同企業体と処理の契約を結びました。それらの処理等が円滑に進むよう、現地に開設された石巻事務所が中心となって関係市町や現場との調整、指導を行っています。

施策(2)②④ □■ 地域全体での子ども・子育てを支援 ■□

多様なニーズに対応した保育サービスの促進など子育て環境の向上を図りながら、子どもや母親等の健康の確保に努めるとともに、「子育て支援を進める県民運動」等の展開により、宮城の将来を担う子どもたちや子育て世帯等を地域社会全体で支援していく取組を進めます。

■ DV被害者支援対策事業

問合わせ先：母子・障害班 Tel 0225-95-1431

(2) 保健・医療・福祉

① 安心できる地域医療の確保

- 1 被災者の健康支援
- 2 ハード・ソフト両面の医療提供体制の整備
- 3 保健・医療・福祉連携の推進

② 未来を担う子どもたちへの支援

- 1 被災した子どもと親への支援
- 2 児童福祉施設等の整備
- 3 地域全体での子ども・子育て支援

③ だれもが住みよい地域社会の構築

- 1 県民の心のケア
- 2 社会福祉施設等の整備
- 3 支え合い地域社会の構築



保健・医療・福祉の分野においては、被災者の健康を守ることを最優先で考えるとともに地域特性や再建後の地域社会の姿を想定しながら、地域における保健・医療・福祉提供体制の回復・充実を図ります。また、震災を共に乗り越えることで更に強まる人と人の絆に基づく支え合いにより、これまで以上に安心して暮らせる地域社会を構築します。このため以下のとおり、「安心できる地域医療の確保」、「未来を担う子どもたちへの支援」及び「だれもが住みよい地域社会の構築」を柱として取組を進めます。

施策(2)①④ □■ 被災者の健康支援 ■□

避難所、応急仮設住宅、在宅の被災住民の健康の保持増進や病気の早期発見等のため、看護職員による健康相談、歯科医師等による歯科保健相談、栄養士による食生活支援、リハビリテーション専門職による運動指導等の支援を行います。

- 食生活支援事業
- リハビリテーション支援事業
- 歯科保健支援事業

問合わせ先：成人・高齢班 Tel 0225-95-1419

被災者の皆さんの歯と口腔の健康作りを支援します

被災者の方々の食生活の維持、誤嚥性肺炎や心臓病、糖尿病等の予防のため、歯科医師会や市町と連携して、歯と口腔の相談や歯科専門職による指導を行っています。

施策(2)②④ □■ 被災した子どもと親への支援 ■□

震災で親を失った子どもなど、保護が必要となった子どもを養育するため、里親や児童養護施設等での生活の場を確保するなど、被災した子どもたちを支援します。また、巡回相談などを行う「子どものこころのケアチーム」の活動を拡充するなど、子どもたちの心のケアを進めます。あわせて、母子世帯からの生活・就労相談に応じるとともに、母子寡婦世帯に対して修学・住宅・生活等の各種の資金を貸し付けるなど、ひとり親家庭等に対する経済的な支援等を行います。

- 母子自立支援員設置事業
- 母子寡婦福祉資金貸付事業



被災者の皆さんよりよい食生活が送れるよう支援します

被災の方々に、簡単で栄養バランスのよい料理の紹介を通じて、食事の大切さを伝えるとともに、栄養や食事に関する相談を受け、低栄養の改善、生活習慣病予防を支援するため、市町と連携し取り組んでいます。また、今後の給食施設における災害対策に活用できるよう、現在、給食施設の災害対応状況を調査しています。

被災者の皆さんの日常生活活動の低下を防ぎ、自立できる環境作りを支援します

避難所から応急仮設住宅、さらには復興公営住宅等被災されている方の生活環境の変化に対応した日常生活活動の自立を支援しています。医療機関や施設等のリハビリテーション専門職、市町と連携し、個別訪問や相談会を通じて、仮設住宅等の生活環境整備や福祉用具の導入支援等を行っています。



施策(2)③④ □■ 県民の心のケア ■□

震災に伴うPTSD等の心の問題に長期的に対応するとともに、被災精神障害者の医療と地域生活を支援します。また、県民への自殺予防のための広報啓発など自殺予防対策を推進します。

- 精神障害者アウトリーチ推進事業
- 自殺対策緊急強化事業

精神障害者のお宅に訪問・支援します

精神障害者（病院に行ったことのない方や治療途中でやめてしまった方など）やお手伝いが必要な方を支援するために、専門職がチームを組んで訪問や面接、電話などでお手伝いをします。石巻地域で2団体がチームを組んで活動しています。

被災者の自殺を予防するための相談を受け付けています

震災で複数の問題を抱え自殺に追い込まれることを防ぐため、アルコール問題やグリーフケアに携わる支援者向けの研修会を開催しています。また、個別ケースの支援として、精神保健福祉相談やアルコール関連問題専門相談、引きこもり相談も行っています。



問合わせ先：母子・障害班 Tel 0225-95-1431